

第 14 章 環 境 審 議 会

1 環境審議会

近年の環境保全に関する行政需要の高まりを受け、従来の公害対策中心の取組から自然環境や広域環境など、環境全般にわたる取組の強化を図るため、本市の環境の保全に関する基本的な事項等を調査・審議することを目的に、平成7年7月、従来の公害対策審議会を改組し、「いわき市環境基本条例（平成9年いわき市条例第4号）」に基づく常設の市長の附属機関として、いわき市環境審議会を設置しています。

① 所掌事務

- 環境基本計画に関すること
- 環境の保全に関する基本的な事項

② 委員構成

学識経験を有する者、各種団体の代表者または関係行政機関の職員など20人以内で構成（平成11年10月の任期終了に伴う改選時より2名を公募により委嘱）

③ 委員の任期

2年（第13期委嘱期間：令和3年11月1日～令和5年10月31日）

2 開催状況

令和3年度の開催状況は、次のとおりです。

年月日	内 容
令和3年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市環境基本計画（第二次）一部改定版の令和2年度年次報告について ・ 「（仮称）市脱炭素社会実現プラン」ビジョンの諮問について